

上尾市建設工事優秀建設業者表彰要綱

平成 24 年 10 月 24 日

告示 442 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設工事の適正な施工の確保及び建設技術の向上を図るため、市が発注する建設工事を優秀な成績で完成させた建設業者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

2 この要綱において「建設業者」とは、建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。

(表彰の対象となる工事)

第 3 条 表彰の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注した建設工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1 件当たりの請負金額が 500 万円以上であること。
- (2) 別に定めるところにより行う工事の成績の評定（簡易な方法による工事の成績の評定を除く。以下同じ。）を受けていること。

第 3 条の 2 市長は、市内に建設業法の許可を受けた本店又は契約権限を有する代理人を置く支店若しくは営業所がある建設業者であって、対象年度（表彰を行う年度の前年度をいう。以下同じ。）に完成した対象工事の工事成績評定点（工事の成績の評定による評定点をいう。以下同じ。）が優れているものを表彰する。

(表彰の基準)

第 4 条 表彰は、次の各号のいずれにも該当する建設業者に対して行うものとする。

- (1) 当該建設業者が対象年度に完成させた対象工事が、市が発注した建設業者が対象年度に完成した全ての対象工事の工事成績評定点の平均の点数以上であること。
- (2) 当該建設業者が対象年度に完成させた対象工事のうち、工事成績評定点が 80 点以上となる対象工事が 2 件以上あること。
- (3) 上尾市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 2

5年上尾市告示第74号)第3条第1項の上尾市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(4) 市の発注する建設工事を直接請け負う建設業者であること。

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象年度から表彰を行う日までの間に(第1号にあっては、対象年度の前年度から表彰を行う日までの間)、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行わない。

(1) 上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)に基づく入札参加停止の措置を受け、又は受けることが明らかである場合

(2) 上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年8月9日市長決裁)に基づく指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである場合

(3) 建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかである場合

(4) 当該建設業者が対象年度に完成させた全ての建設工事のうち、工事成績評定点が65点未満となる建設工事がある場合

(5) その他表彰をすることが適当でない認められる場合

(表彰の審査依頼)

第6条 総務部契約検査課長は、第4条に規定する表彰の基準を満たした建設業者がいた場合は、対象工事を発注した課長の推薦を経た上、優秀建設業者に関する審査依頼について(別記様式)により、上尾市建設工事等請負業者審査委員会(上尾市建設工事等請負業者審査委員会設置規程(昭和48年上尾市訓令第10号)第1条に規定する上尾市建設工事等請負業者審査委員会をいう。以下同じ。)の委員長に表彰の審査を依頼するものとする。

2 上尾市建設工事等請負業者審査委員会は、前項の規定による審査を経た上で、被表彰者の候補者を選定し、市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による上尾市建設工事等請負業者審査委員会の報告に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第 8 条 表彰は、前条の規定により決定した被表彰者に対して表彰状を授与して行う。

2 表彰は、毎年度 1 回、市長が定める日に行う。

ただし、第 4 条に規定する表彰の基準を満たす建設業者がない場合にあつては、この限りでない。

(被表彰者の数)

第 9 条 一の年度における被表彰者数の上限は、5 社とする。

(被表彰者の公表)

第 10 条 被表彰者については、市ホームページにおいて公表するものとする。

(庶務)

第 11 条 表彰に関する庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年告示第 74 号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年告示第 278 号) 抄

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年告示第 208 号) 抄

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年告示第 255 号) 抄

この告示は、公布の日から施行する。